



キャッシュ・バランス・プラン

わが国景気の停滞が長期化し、年金資産の運用利回りが低迷するなかで、2002年4月に施行された「確定給付企業年金法」によって導入が可能になった、新しい確定給付型企業年金であるキャッシュ・バランス・プランに注目が集まっています。

キャッシュ・バランス・プランは、企業があらかじめ定められた規約に沿って、加入者の年収などに応じた掛金を拠出して積み立て、年金資産の運用を行い、将来のある時点から一定の年金を支給する、といった制度であり、確定給付型企業年金の一種として位置付けられます。ただし、将来一定の年金額を支給することが定められる従来の確定給付型企業年金とは異なり、積立金に付与する利息の利率の決め方（利息付与ルール）が定められて、利率は市場動向に応じて定期的に変更されます。具体的な利息付与ルールとしては、国債利回りに、一定率を上乗せしたり、利率の上下限を設定したりすることとなります。このように、確定給付型企業年金でありながら、市場動向に応じて給付額が変動するという点で確定拠出型年金に似た特徴を持つことから、年金制度としては混合型制度（ハイブリッド型制度）に分類されます。

こうした性質を有するキャッシュ・バランス・プランの導入により、企業と加入者においてそれぞれ次のようなメリットがあります。まず、企業においては、積立金の運用利回りが市場動向に応じて変更されるため、現状のように運用利回りが低い状況下では、従来の確定給付型企業年金と比べて積み立て不足の発生が抑えられます。一方、加入者においては、企業が年金資産の運用責任を負うため、確定拠出年金のように運用リスクを負担する必要がなく、一定の利回りの利息が保証されることとなります。

もっとも、利息付与ルールの設定方法次第で、給付額が大きく減少したり、企業負担が著しく増加したりするなど、リスクが一方に偏る可能性もあるため、導入にあたっては労使で十分協議することが必要となります。このほか、制度面では、雇用の流動性が高まりつつあるなかで、転職時などに年金受給権の移し替えができる「ポータビリティ」が実現されるよう、早期の法令改正が求められましょう。

馬場 基記

企業年金制度の比較

	確定給付型企業年金	キャッシュ・バランス・プラン	確定拠出年金(企業型)
掛金の拠出	企業が拠出	企業が拠出	企業が拠出
運用責任	企業の責任	企業の責任	加入者の自己責任
給付	企業が年金額を約束し不足があれば企業が補填	市場動向に応じて変動するが、その額は企業が保証	加入者の自己責任による運用次第で額が変動
年金資産の管理	全体として資産を管理	個人別に資産を管理	個人別に資産を管理
ポータビリティ	転職時の移管は不可	転職時の移管は不可	転職時の移管が可能

(資料) 各種報道記事などを基に三重銀総研作成